奈良県告示第三百三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり特別保護地区を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　特別保護地区の名称

白川又鳥獣保護区特別保護地区

二　特別保護地区の区域

吉野郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村の境界の交点を起点とし、同所から同郡十津川村と同郡上北山村との境界を北進し、五條市、同郡十津川村及び同郡上北山村の境界の交点に至り、同所から五條市と同郡上北山村との境界を北進し、五條市、同郡天川村及び同郡上北山村の境界の交点に至り、同所から同郡天川村と同郡上北山村との境界を北東進し、東進し、北山川の支流天ヶ瀬川と白川又川との分水の尾根との交点の手前約三百メートルの白川又川支流の通称火吹谷に向かって下る尾根との交点に至る、いわゆる大峯山脈の稜線から白川又川流域側四百メートルの区域（別紙表示の区域）

三　特別保護地区の存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

1　指定区分

森林鳥獣生息地の保護地区

2　指定目的

この区域は、白川又鳥獣保護区のうち標高約千二百メートルから約千六百メートルまでに位置する。この区域に存するブナ等の天然林においては、奈良県レッドデータブックに希少種として掲載されているコマドリが繁殖している。また、トウヒ・シラビソ林においては、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクマタカ及び準絶滅危惧種として掲載されているオオタカの生息が確認されているほか、奈良県レッドデータブックに絶滅危惧種として掲載されているキクイタダキ、希少種として掲載されているルリビタキ等の亜高山帯生息鳥類が生息し、かつ、繁殖している。

このため、この区域は白川又鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3　管理方針

上北山村、鳥獣保護員及び社団法人奈良県猟友会上北山支部の協力を得て県が管理する。

ニホンジカについては、奈良県特定鳥獣保護管理計画に基づき、鳥獣保護区内での適正生息数（一平方キロメートルにつき五頭）へ誘導するための各種施策を実施する。
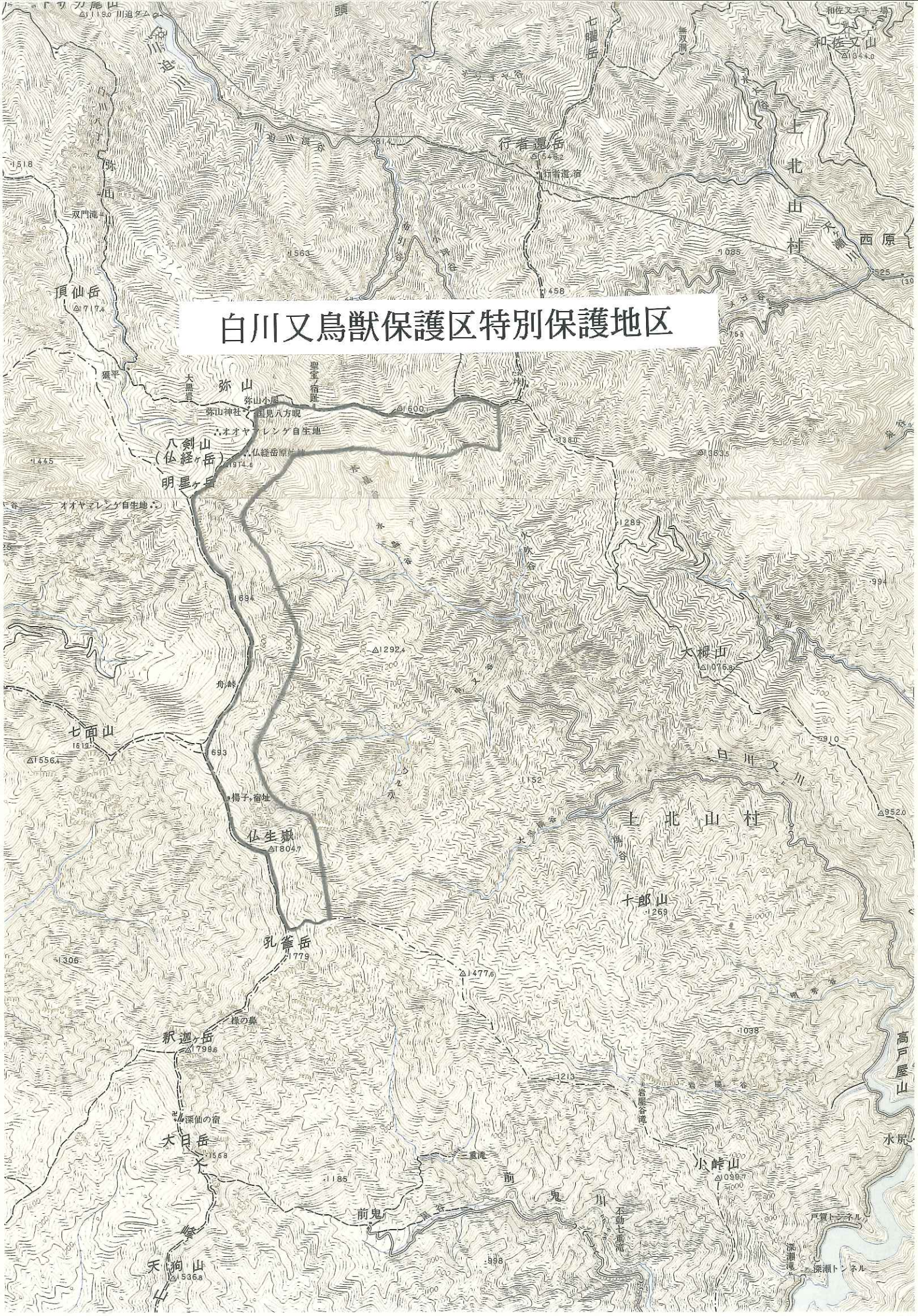
白川又鳥獣保護区特別保護地区